

第五十八回 参議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和四十三年四月二日(火曜日)
午後一時四十九分開会

委員の異動

三月二十九日

辞任

佐藤 隆君
北島 教真君

補欠選任

横井 太郎君
豊田 雅孝君

四月一日

辞任

瀨谷 英行君

補欠選任

椿 繁夫君

出席者は左のとおり。

委員長

金丸 富夫君

理事

土屋 義彦君

委員

宮崎 正雄君

阿部 竹松君

上原 正吉君

近藤英一郎君

柳田桃太郎君

横井 太郎君

竹田 現昭君

矢追 秀彦君

政府委員

通商産業政務次官

中小企業庁長官

事務局側

常任委員会専門員

熊谷太三郎君

乙竹 慶三君

小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件
○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(金丸富夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十九日、佐藤隆君、北島教真君が辞任され、その補欠として横井太郎君、豊田雅孝君が選任されました。

今日、瀨谷英行君が辞任され、その補欠として椿繁夫君が選任せられました。

○委員長(金丸富夫君) 次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案及び中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案につきましては、先般提案理由の説明を聴取いたしておりますので、今日は、まず両案の補足説明を聴取いたします。

乙竹中小企業庁長官、

○政府委員(乙竹慶三君) まず、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を補足して御説明申し上げます。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案について補足説明いたします。

三月七日に提案理由の御説明をいたしました中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について、補足して御説明申し上げます。

昨今の中小企業をめぐり、経済環境は、労働賃金の逼迫をはじめとして、発展途上国に対する特恵関税の供与、資本自由化等の長期的問題をばらんとしている上、当面、金融引き締め措置の影響を受けて、特段のきびしさを加えております。このよう

な経済環境の中にあつて、金融問題は中小企業者にとって最も手近な、しかも緊要な問題の一つとなつております。

このため、政府は、各般の施策の中でも特に中小企業金融対策を重視し、政府関係金融機関を通じて中小企業者に直接政府資金の貸し付けを行なうとともに、信用補完制度によって民間資金を中小企業に誘導し、もつてその円滑化につとめていくところでありました。

しかるに、昭和四十二年度においては、金融環境の変化を反映して信用補完の第一線にある信用保証協会の代位弁済が急増するに伴い、中小企業信用保険公庫が信用保証協会に支払う保険金支払額もまた急増し、ために当公庫の保険準備基金が大幅に減少するに至つたのであります。

中小企業信用保険公庫の保険準備基金は、昭和四十二年当初におきまして八十一億四千万、十年前中小企業信用保険公庫の発足時と大差なく、最近の事業量の急速な増大から見て相対的に小さい額となつておりますが、毎年相当額の追加出資をいただいての融資基金の運用益等の収入もあり、過去においては大幅な欠損を生じたことは一度もなかったものであります。

ところが、さきに申し上げましたように、昭和四十二年度におきましては、中小企業信用保険公庫の収支には相当大幅の欠損が生ずる見込みである上に、赤字対策として保険料の引き上げ等を行なうことは絶対に避けなければなりませんので、続く昭和四十三年度におきましても著しい改善はあまり期待できない状況であります。

政府は、このような状況に対処するため、昭和四十三年度において中小企業信用保険公庫に対し九十五億円を出資することとし、そのうち二十五億円を保険準備基金に充てることとして、もつて保険事業の円滑な遂行に遺憾なきを期する所存であります。

このため、この法律案は、中小企業信用保険公庫法を改正いたしまして、当公庫に対する政府の

追加出資に関する規定及び基金に関する規定を整備しようとするものでありますが、あわせて法改正の機会があれば同時に進行すべきものとされている役員の欠格条項に関する規定の整備をも行なうとするものであります。

以上、この法律案の提案理由を、補足して御説明申し上げます。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由を補足して御説明申し上げます。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案の趣旨につきましては、提案理由説明において申し上げたとおりでございますが、この法律案を御審議いただくにあたりまして、次の補足説明をいたします。

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本を充実し、その健全な成長発展をはかることを目的といたしまして、昭和三十八年十一月に東京、名古屋、大阪に設立されました。

それ以来独力で株式資本を調達することが困難な中小企業を対象として投資事業及びコンサルテーション事業を行なつてまいりました。

幸いにして中小企業投資育成株式会社の事業は、設立後四年あまりを経過し、ようやく充実してまいりました。その結果、中小企業投資育成株式会社は、昭和四十二年度においてその資本金をすべて事業資金に充当し、さらに中小企業金融公庫から十二億五千万円の融資を受けるに至りました。

このような実情にかんがみまして、今回中小企業投資育成株式会社の資本金を増額するため、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行価額の限度額を三億円増額し十億五千万円といたしまして、中小企業投資育成事業の一その強化拡充をはからうとするものであります。

以上、補足説明申し上げます。

○委員長(金丸富夫君) 両案に対する自後の審査は、これを次回に譲ることにしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、再販契約制度の規制に関する請願(第二九八〇号)(第二九八一号)(第二九九五号)(第二九〇二〇号)(第三〇四五号)(第三〇四六号)(第三〇六一号)(第三〇六二号)(第三〇九四号)(第三〇九五号)(第三三三九号)

第二九八〇号 昭和四十三年三月十五日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 札幌市南五条西四丁目北海道化粧品小売連盟内 下妻治

紹介議員 岡村文四郎君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二九八一号 昭和四十三年三月十五日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 福岡市大手町三ノ八ノ二〇福岡県化粧品小売商組合連合会内 福沢辰次郎

紹介議員 森部 隆輔君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二九九五号 昭和四十三年三月十六日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 宮崎市橋通東二ノ四ノ七宮崎県化粧品小売物組合連合会内 栗林東五

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三〇二〇号 昭和四十三年三月十六日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 大分市中央町二丁目大分県化粧品小売物小売組合連合会内 伊勢島尚

紹介議員 後藤・義隆君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三〇四五号 昭和四十三年三月十八日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中央通一ノ二ノ一岩手県化粧品小売物小売組合連合会内 青山忠人

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三〇四六号 昭和四十三年三月十八日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 福岡市中央一ノ九ノ二八福岡県化粧品小売組合連合会内 野坂正信

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三〇六一号 昭和四十三年三月十九日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 神戸市生田区三宮町二ノ二六五兵庫県化粧品小売物小売組合連合会内 坂本正三

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三〇六二号 昭和四十三年三月十九日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市本町三 後藤慎介

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三〇九四号 昭和四十三年三月十九日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 福島市置賜町三ノ一三 塚原恵司

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三〇九五号 昭和四十三年三月十九日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 香川県高松市常磐町一ノ九ノ二香川県化粧品小売物小売組合連合会内 中野寛

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三三三九号 昭和四十三年三月二十一日受理

再販契約制度の規制に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸ノ内一ノ一六ノ三小沢伊藤

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。